

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	個人情報保護に関するガイドラインへの要望について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>個人情報保護法施行以降、事業者及び個人の同法に対する理解不足や誤解等により、個人情報を過剰に保護する事例が散見されております。</p> <p>ICT利活用を行ううえで、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮することが必要ですが、一方で誤解や過剰反応は、今後のICT利活用の阻害要因になりかねないと考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関するガイドライン
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>既存の個人情報保護に関するガイドラインの周知徹底により、事業者及び個人における個人情報保護に関する理解を高めていただくとともに、今後、新たなICT利活用策が提案された際には、誤解や過剰反応が生じないよう適宜ガイドラインの策定・周知等を実施いただくよう要望いたします。</p>